

2017
6月

毎月初旬 発行

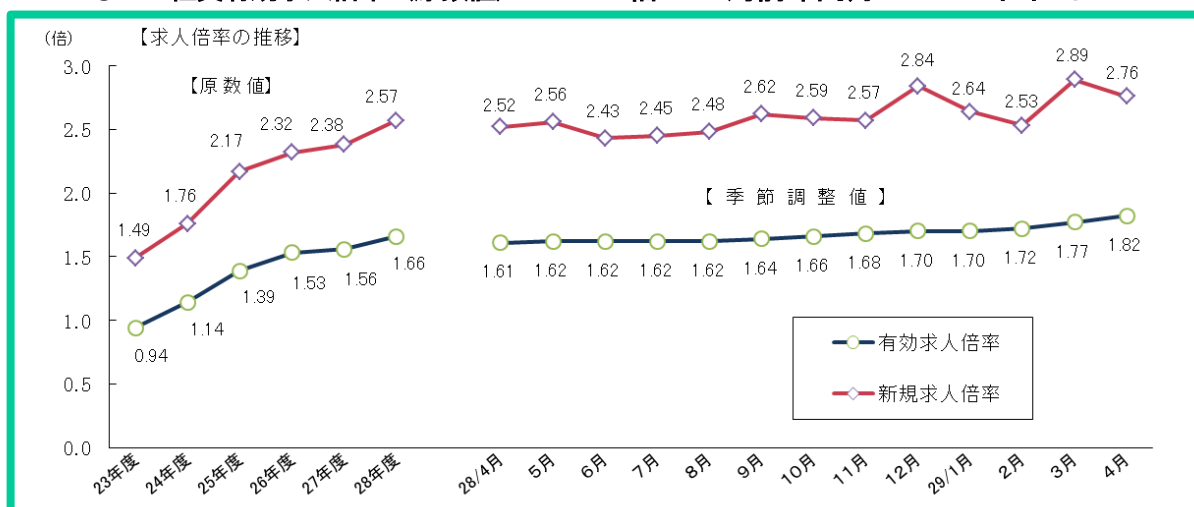
■ 最近の雇用情勢 平成 29 年 4 月	1
■ 平成 29 年 4 月末現在の労働災害発生状況	1
■ 平成 29 年度全国安全週間	2
■ 平成 29 年度労働保険の年度更新	2
■ 平成 29 年度各種助成金のご案内	3～5
■ 働き方・休み方改善ポータルサイト	5
■ 「栄総合労働相談コーナー」業務終了のお知らせ	5
■ 監督署&安定所コーナー	6
■ 主なイベントの予定	6

最近の雇用情勢 平成 29 年 4 月

職業安定課
☎052-219-5578

有効求人倍率は 3 か月連続で上昇 引き続き改善している

- 有効求人倍率（季節調整値） 1.82倍 対前月+0.05ポイント
・ 3 か月連続で前月を上回った。
・ 有効求人数は増加（前月比 0.8%増）、有効求職者数は減少（前月比 1.7%減）。
- 新規求人倍率（季節調整値） 2.76倍 対前月-0.13ポイント
・ 2 か月ぶりに前月を下回った。
・ 新規求人数は減少（前月比 2.4%減）、新規求職者数は増加（前月比 2.1%増）。
- 正社員有効求人倍率（原数値） 1.25倍 対前年同月+0.19ポイント



平成 29 年 4 月末現在の労働災害発生状況

安全課
☎052-972-0255

業 種	年 別	平成29年	平成28年同期	平成28年同期比	増減率
製 造 業		449 (5)	464 (2)	-15 (3)	-3.2
建 設 業		150 (6)	152 (1)	-2 (5)	-1.3
陸上貨物運送事業		246 (2)	192 (0)	54 (2)	28.1
小 売 業		188 (0)	175 (0)	13 (0)	7.4
通 信 業		42 (0)	39 (0)	3 (0)	7.7
社会福祉施設		57 (0)	61 (0)	-4 (0)	-6.6
飲 食 店		52 (0)	46 (1)	6 (-1)	13.0
清掃・と畜業		88 (0)	77 (0)	11 (0)	14.3
上記以外の事業		257 (1)	245 (3)	12 (-2)	4.9
合 計		1,529 (14)	1,451 (7)	78 (7)	5.4

※()内は死亡者数で内数である。



4 月末における死亡災害は、全産業で 14 人が被災しており、前年同期より 7 人増加しました。死亡災害を業種別に見ると、建設業は 6 人で前年同期より 5 人増加、製造業は 5 人で前年同期より 3 人増加しており、基本的な安全措置を怠ったことが要因であるものが多くみられます。

休業 4 日以上の死傷災害は 4 月末で 1,529 人となっており、前年同期より 78 人 (5.4%) 増加しています。製造業は、15 人 (3.2%) 減少、建設業も 2 人 (1.3%) 減少ですが、陸上貨物運送事業で 54 人 (28.1%) 増加となっています。

第三次産業では、社会福祉施設で 4 人 (6.6%) 減少でしたが、小売業、飲食店、清掃・と畜業では増加となっています。

安全意識の高揚と安全活動の定着を

～平成 29 年度全国安全週間～

安全課
☎052-972-0255

～7月1日から7日を本週間、6月を準備期間として取組～



平成 29 年度 全国安全週間スローガン



「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 90 回目を迎えます。

1. 6 月(準備期間)における活動

- (1) 安全週間説明会の開催。14 の労働基準監督署ごとに、県内 38 会場で各地区労働基準協会等の協力を得て 6 月上旬を中心に開催。
- (2) 労働基準監督署と各種団体等が連携し、職場パトロールの実施、安全大会の開催等。
- (3) 労働災害防止を重点とした立入指導の集中的な実施。

2. 7 月 1 日～7 日(本週間)における活動

- (1) 7 月 5 日(水)
 - ① 安全衛生表彰式(場所: 日本特殊陶業市民会館フォレストホール)
 - ② 愛知産業安全衛生大会(愛知労働基準協会主催: ①に引き続き開催)
- (2) 7 月 6 日(木)
建設現場への愛知労働局長パトロール

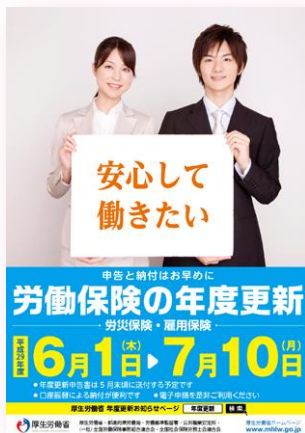


中災防全国安全週間ポスター

労働保険の申告と納付はお早めに

～平成 29 年度労働保険の年度更新～

労働保険適用・
事務組合課
☎052-219-5503



労働保険年度更新の申告・納付期間は
6 月 1 日(木)から 7 月 10 日(月)までです

本年度の労働保険年度更新の変更点は以下のとおりです。

- ★平成 29 年度より雇用保険率が改定されました。
- ★平成 29 年度の雇用保険の概算保険は新しい料率で、平成 28 年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。



～労働保険の年度更新期間におけるコールセンターの開設について～

労働保険の年度更新期間中に、コールセンター（電話による問い合わせ窓口）を開設します。
年度更新申告書の記入方法などについては、コールセンターへのお問い合わせが便利です。

- 電話番号 0120 - 335 - 546
- 開設日時 平成 29 年 5 月 31 日(水)～7 月 12 日(水) (土日祝日除く) 9 時～17 時

★詳しくは愛知労働局ホームページ

http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/tetsuzuki/roudouhoken_nendokoushin.html

または、厚生労働省ホームページをご覧ください。

平成 29 年度各種助成金のご案内

職業対策課
あいち雇用助成室
企画課

愛知労働局では、各種雇用対策、社員のキャリア形成や人材育成、さらに仕事と育児の両立支援、ワークライフバランス等に取り組む事業主に対し各種助成を行っています。

労働関係助成金については、平成 29 年度、助成金制度の大幅な見直しが行われ、助成金が平成 28 年度の 40 助成金（76 コース）から 21 助成金（66 コース）に整理されました。

また、一部の助成金について、生産性を向上させた企業については、助成額又は助成率が割増されます。

【生産性要件】

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、

- ・その 3 年前に比べて 6%以上伸びていること または、
- ・その 3 年前に比べて 1%以上（6%未満）伸びていること。（※）

（※）この場合、金融機関から一定の「事業評価」を得ていること

各担当部署まで
お問い合わせください

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

愛知労働局で取り扱う主な助成金は、以下のとおりです。

各助成金の詳細については、愛知労働局の各担当部署までお問い合わせください。

主な窓口は、雇用対策関係（キャリア形成、人材育成を含む）は職業対策課あいち雇用助成室、育児・介護等との両立支援、女性活躍、職場意識改善、業務改善、受動喫煙防止対策関係は雇用環境・均等部企画課です。



●愛知労働局で扱う主な助成金

分類	助成金の名称	助成金の概要及び拡充内容等	担当部署
再就職支援	労働移動支援助成金	・離職を余儀なくされる労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対する助成を行う ・キャリア希望実現支援助成金（生涯現役移籍受入支援）を廃止、中途採用拡大コースを新設	あいち雇用助成室 第三係 ☎ 052-219-5518
新規雇入れ	特定求職者雇用開発助成金	・本助成金は、次の 8 コースに分けられます	あいち雇用助成室 第二係 ☎ 052-219-5519
	1 特定就職困難者コース	高年齢者（60 歳以上 65 歳未満）や障害者などの就職困難者を雇い入れることに対して助成を行う	
	2 生涯現役コース	65 歳以上の離職者を雇い入れることに対して助成を行う	
	3 被災者雇用開発コース	東日本大震災による被災離職者等を雇い入れることに対して助成を行う	
	4 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者または難治性疾患患者を雇い入れることに対して助成を行う	
	5 三年以内既卒者等採用定着コース	学校等の既卒者や中退者を初めて新卒扱いで雇い入れることに対して助成を行う <変更点> ・学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行い、既卒者等を新卒で初めて採用 ・名称変更（旧：三年以内既卒者等採用定着奨励金） ・支給上限人数変更	
	6 障害者初回雇用コース	中小企業が初めて雇い入れ、雇用率を達成することに対して助成を行う	

分類	助成金の名称	助成金の概要及び拡充内容等	担当部署
新規雇入れ	7 長期不安定雇用者雇用開発コース	長期にわたり不安定雇用を繰り返す者を正規雇用労働者として雇い入れることに対して助成を行う	あいち雇用助成室 第二係 ☎ 052-219-5519
	8 生活保護受給者等雇用開発コース	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れることに対して助成を行う	
処遇・環境改善	キャリアアップ助成金	有期契約労働者等の非正規労働者に対し、企業内でキャリアアップ等を促進する取組みを実施した事業主に助成。 ・正社員化コース、人材育成コース及び健康診断制度コースなどの8コースに統合 ・労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により有期契約労働者等を新たに被保険者とし基本給を増額した場合に助成（新設）	あいち雇用助成室 第一係 ☎ 052-688-5758
	人事評価改善等助成金	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性の向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成	あいち雇用助成室 第三係 ☎ 052-219-5518
	職場定着支援助成金	雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率低下に取り組む事業主に対して助成 介護福祉機器コースの助成額の変更及び目標達成助成を導入	あいち雇用助成室 第三係 ☎ 052-219-5518
	建設労働者確保育成助成金	建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主に対して助成。9種類の助成コースから構成。 ・各コースの助成額及び助成率の変更	あいち雇用助成室 第三係 ☎ 052-219-5518
能力向上	人材開発支援助成金 （旧キャリア形成促進助成金）	キャリア形成促進助成金は、人材開発支援助成金と名称を変更。労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に対して助成。	あいち雇用助成室 第一係 ☎ 052-688-5758
障害者雇用	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置（※）を講じる事業主に対して助成 ※措置（計6種） ①柔軟な時間管理・休暇取得 ②短時間労働者の勤務時間延長 ③正規・無期転換 ④職場支援員の配置 ⑤職場復帰支援 ⑥社内理解の促進	あいち雇用助成室 第二係 ☎ 052-219-5519
	障害者職業能力開発助成金	障害者の職業能力の開発・向上のために能力開発訓練を行う事業主に対して助成	職業対策課 ☎ 052-219-5507
両立支援（女性活躍）	両立支援等助成金	・本助成金は、次の6コースに分けられます	雇用環境・均等部 企画課 ☎ 052-219-5511
	1 出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させた事業主に支給	
	2 介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立支援のための職場環境整備に取り組み、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制度の円滑な利用のための取組を行った事業主に支給	
	3 育児休業等支援コース	① 育児取得時・職場復帰時 「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた <u>中小企業事業主</u> に支給 ② 代替要員確保時 育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた <u>中小企業事業主</u> に支給	
	4 再雇用者評価処遇コース	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給	
	5 事業所内保育施設コース	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成 ※平成28年4月1日以降、新規の認定申請受付は行っていません	
	6 女性活躍加速化コース	行動計画に女性の活躍に関する取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む、目標を達成した事業主に対して支給	

分類	助成金の名称	助成金の概要及び拡充内容等	担当部署
職場意識改善	職場意識改善助成金	・本助成金は、次の4コースに分けられます	雇用環境・均等部 企画課 ☎ 052-219-5511
	1 職場環境改善コース	労働時間等の設定改善を行い、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減を行う中小企業事業主に対して支給	
	2 所定労働時間短縮コース	労働時間等の設定改善を行い、所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする特例措置対象事業場を有する中小企業事業主に対して支給	
	3 時間外労働上限設定コース	労働時間等の設定改善を行い、36協定の延長時間を短縮して、限度基準以下の上限設定とした中小企業事業主に対して支給	
業務改善	業務改善助成金	中小企業・小規模事業者が生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部に対して助成	
	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主に対して助成	

「働き方改革」の取組に役立つ情報を提供します！

～働き方・休み方改善ポータルサイト～

指導課

☎052-219-5509

働き方・休み方改善ポータルサイトを活用して 働き方改革に取り組んでみませんか？

○ 厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。

◇ サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や「企業における取組事例」などを掲載しています。
社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<http://work-holiday.mhlw.go.jp>

(平成27年1月30日開設)



「自己診断を行う」
をクリック！

【自己診断ページ】で、
企業・社員向けにそれぞれの
働き方・休み方診断ができます！

「栄総合労働相談コーナー」業務終了のお知らせ

この度、「栄総合労働相談コーナー」は、平成29年7月31日（月）をもちまして業務を終了いたします。
当施設をご利用されていた皆様には、ご不便をおかけいたしますが、平成29年8月1日（火）以降は、お近くの総合労働相談コーナーをご利用ください。

※愛知労働局管内の総合労働相談コーナーは愛知労働局 HP でご確認くださいませ。↓

http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/kanren_shisetsu/sougou_roudou_soudan/sougo_uroudouannai.html

【指導課 052-219-5509】

名古屋西署

「働き方改革」を加速するために ～「過重労働防止対策」等の説明会を実施～



名古屋西労働基準監督署は、5月16日名古屋西労働基準協会会員事業場の事業主等80名に対し、総会終了後に「過重労働防止対策」を中心に説明会を実施しました。

説明会では、3月28日に働き方改革実現会議で決定された「実行計画」のなかの罰則付き時間外労働の上限規制導入の動向や各種助成金を活用した働き方改革の推進について説明しました。

出席企業からは、時間外労働の上限規制の内容、罰則による強制力規定、法改正時期等につき質問が寄せられ、企業にとって36協定における延長時間の上限規制は大きな関心事であることがうかがわれました。

ハローワーク
名古屋中

長期療養者に対する就職支援を開始 ～名古屋中所と名古屋市立西部医療センターが連携～

愛知労働局では、平成27年度よりハローワーク名古屋東で長期にわたる治療等のため離職を余儀なくされた求職者等に対する就職支援事業を実施しています。今年度、本事業の更なる強化を図るため、5月1日、新たにハローワーク名古屋中と名古屋市立西部医療センターが本事業の実施協定を締結し、病院への出張相談の実施など、ハローワークと病院との連携による、がん患者等への就職支援を開始しました。

専門の就職支援ナビゲーターによる出張相談は、5月25日から毎週木曜日、名古屋市立西部医療センター4F相談室で行っています。



主なイベントの予定

6月～7月初旬

6/14(水)	13:30～16:30	外国人留学生就職フェア	ウインクあいち	職業対策課 052-219-5507
7/4(火)	14:00～16:00	「雇用管理改善セミナー」 —最近の労働法関係法令の改正・雇用 労働関係助成金・女性活躍推進—	ウィルあいち	指導課 052-219-5509



編集・発行 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号(名古屋合同庁舎第2号館2階)
TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798
<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>